

宗像市

世界遺産「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群基本条例

逐条解説



宗像市世界遺産課

平成30年4月

目次

前文	1
第1章 総則	
第1条 目的	2
第2条 定義	3
第3条 基本理念	6
第4条 共通の責務	7
第5条 市の責務	8
第6条 所有者の責務	9
第7条 市民等の役割	9
第2章 基本的施策	
第8条 顕著な普遍的価値の理解促進	10
第9条 構成資産の適切な保存及び活用	10
第10条 緩衝地帯の保全	11
第11条 調査研究の実施	11
第3章 雑則	
第12条 協力の要請	11
参考資料	
第41回ユネスコ世界遺産委員会決議文の仮訳(抄)	12
世界遺産の評価基準、真正性、完全性	14
文化財の体系図	16
宗像神社境内に関連する文化財の指定状況	17
緩衝地帯で適用されている国内の法令等の概要	18

【前文】

日本列島の西部に位置する宗像の地は、古代、東アジアと日本列島との海を介した交流の要衝でした。この交流によって取り入れた東アジアの先進技術や文化は、日本の政治や社会などの発展に大きく貢献しましたが、航海術に長けた宗像の人々にとってもその航海は常に危険を伴う命がけのものでした。

このような歴史的背景から生まれた、航海の安全と交流の成就を願う沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、九州本土の辺津宮での祭祀行為や人々の信仰によって形成された文化的伝統は、古代からその形を変えながらも今日まで引き継がれています。

そして、東アジアとの交流を示す歴史的物証と今日まで続く文化的伝統は世界に比類のない文化遺産であると評価され、平成29年7月に「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群としてユネスコの世界遺産に登録されました。

私たちは、この世界遺産が有する顕著な普遍的価値を深く理解するとともに、これまで宗像の地域における人々の生業や暮らし、自然環境によって形成されてきた風致や景観が顕著な普遍的価値に大きく寄与しているということも忘れてはなりません。

このような認識のもと、私たちは世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約の精神に基づき、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群が有する顕著な普遍的価値を損なうことなく、保存し、活用し、次の世代に引き継いでいくことを決意し、この条例を制定します。

[解説]

この条例の制定に至った経緯や背景、私たちの決意を説明しています。

第1段落目～第3段落目

本遺産群が世界遺産に登録された理由について説明しています。

具体的には、平成29年7月に開催された第41回ユネスコ世界遺産委員会において、本遺産群が有する顕著な普遍的価値として次の2つの評価基準を満たすとともに、真正性及び完全性の条件も満たしていることが認められ、世界遺産に登録されています。

(ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。

(iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。

なお、世界遺産委員会における決議文や評価基準、真正性及び完全性の詳細は、参考資料(12～15ページ)をご覧ください。

第4段落目

顕著な普遍的価値に寄与する風致及び景観などについて説明しています。

ここでの「宗像の地域における人びとの生業や暮らし、自然環境」とは、この地に潜在的に備わっている山、川、里、海などの地勢を背景に、漁業や農業などの日常的に営まれる生業、そこでさまざまな人びとが送る日常の平穏な生活、また、過度な開発を免れた自然豊かな環境のことを指しています。

ここでの「風致」とは、人々の神事や祭祀とともに育まれ、それが風土として定着して

いる集落空間の趣きをいい、また、「景観」とは、宗像の自然地形とそれに順応した農業や漁業を営むために必要に応じて作り出された地割や集落とが一体となって形成された景色や風景をいいます。

世界遺産委員会決議文でも構成資産周辺の「開かれた眺望空間」が評価されていますが、この空間を形作ってきたのは、まさにここに書いている「生業や暮らし、自然環境によって形成されてきた風致及び景観」と考えており、このことが顕著な普遍的価値に寄与しているという捉え方をしています。

従って、「生業や暮らし、自然環境によって形成されてきた風致や景観」は、世界遺産が有する顕著な普遍的価値を生み出したベースとなっており、この世界遺産が有する顕著な普遍的価値を維持し、又は向上させるためには、構成資産の保護のみならず、このような風致や景観も一体のものとして維持、向上させていくことも主眼に置く必要があることを説明しています。

第5段落目

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」は、1972年、ユネスコ総会において、世界的に価値のある文化遺産、自然遺産を世界各国の協力の基に保護していくという趣旨でユネスコ憲章にのっとり採択されています。

この条約の精神に基づき、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群の持つ顕著な普遍的価値を損なうことなく、宗像に住んでいる人、宗像を訪れる人、宗像にかかわりのあるすべての人々と共に、保存し、活用し、次世代へ継承していくため、この条例を制定するものです。

【第1章 総則】

(目的)

第1条 この条例は、世界遺産の保存及び活用に関し基本理念を定め、市の責務、所有者の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、市の施策その他必要な事項を定めることにより、世界遺産が有する顕著な普遍的価値を次世代に継承していくことを目的とする。

[解説]

世界遺産の適切な保存・活用に関し、

関係主体が共有すべき理念(第3条)

関係主体の責務や役割(第4条～第7条)

基本理念や市の責務にのっとり市の基本的施策(第8条～第11条)

を定め、明らかにすることにより、顕著な普遍的価値を損なうことなく次世代への継承を図るとこの条例の目的を定めています。

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」の第4条には、「各締約国は(中略)第1条及び第2条に規定する文化及び自然の遺産で自国の領域内に存在するものを認定し、

保護し、保存し、整備活用し及びきたるべき世代へ伝承することを確保することが本来自国に課された義務であることを認識する。」(文部科学省ホームページ仮訳から引用)と記述されています。

また、本遺産群の構成資産はすべて文化保護法(昭和25年法律第214号)に基づく文化財(国指定史跡「宗像神社境内」)となっており、同法第1条では「文化財を保存し、かつ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。」としています(文化財保護法に基づく文化財の体系の概要、宗像神社境内に関連する文化財の指定状況は、参考資料(16~17ページ)をご覧ください)。

世界遺産は不動産がその登録の対象です。これは、世界遺産に登録することで顕著な普遍的価値を持つ不動産を守るということですが、合わせて、この顕著な普遍的価値に寄与している周辺の風致や景観も一体のものとして守ることが必要です。例えば、構成資産の隣接地で世界遺産委員会決議文の追加的勧告c)でも指摘されている風力発電施設が建設されたとしたら、構成資産自体は守られたとしても、その周辺の景観に大きな負の影響を与えることで顕著な普遍的価値を損なうことになり、危機遺産や登録取り消しといった事態になりかねません。

なお、世界遺産委員会決議文の追加的勧告d)やe)にも書かれている「遺産影響評価」は、基本的には顕著な普遍的価値に負の影響を与えるかどうかという観点から評価を行うことにしています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)世界遺産 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約(平成4年条約第7号)第11条第2項の世界遺産一覧表に文化遺産として記載された「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群をいう。
- (2)顕著な普遍的価値 国家間の境界を超越し、人類にとって現代及び将来の世代に共通した重要性を有する傑出した文化的な意義をいう。
- (3)構成資産 世界遺産を構成する資産のうち、市内に所在するものをいう。
- (4)緩衝地帯 世界遺産の保護を目的として設定した区域をいう。
- (5)所有者 構成資産において所有権を有する者をいう。
- (6)市民等 市民、構成資産又は緩衝地帯に来訪する者及び市内又は緩衝地帯において事業を営む者をいう。

[解説]

この条例で用いられる用語のうち、説明が必要な用語を定義しています。

(1)世界遺産

「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」第11条第2項には、「世界遺産委員会は(中略)文化及び自然の遺産を構成する物件であって、同委員会が自己の定めた基準

に照らして顕著な普遍的価値を有すると認めるものの一覧表(「世界遺産一覧表」と称する。)を作成し、常時更新し及び公表する。最新の一覧表は、少なくとも2年に1回配布される。」(文部科学省ホームページ仮訳から引用)と記述されています。

「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群は、平成29年(2017年)7月、この世界遺産一覧表に記載されています。

(2) 顕著な普遍的価値

ユネスコが定めた「世界遺産条約履行のための作業指針」第49項にある用語です。

具体的には、「顕著な普遍的価値とは、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値を意味する。従って、そのような遺産を恒久的に保護することは国際社会全体にとって最高水準の重要性を有する。委員会は、世界遺産一覧表に資産を登録するための基準の定義を行う。」(文化庁文化遺産オンライン仮訳から引用)となっています。

(3) 構成資産

市内に所在する構成資産は、沖ノ島 小屋島 御門柱 天狗岩(~ 宗像大社沖津宮) 宗像大社沖津宮遙拝所 宗像大社中津宮 宗像大社辺津宮です。

(4) 緩衝地帯

「世界遺産条約履行のための作業指針」第103項及び第104項にある用語です。

具体的には、第103項は「資産を適切に保全するために必要な場合は、適切に緩衝地帯を設定すること」、第104項は「推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網である。」(文化庁文化遺産オンライン仮訳から引用)となっています。

(5) 所有者

本市に所在する構成資産において所有権を有する者を定義するもので、現在はその大部分が私有地となっています。

(6) 市民等

大きく、「市民」「来訪者」「事業者」を指しています。

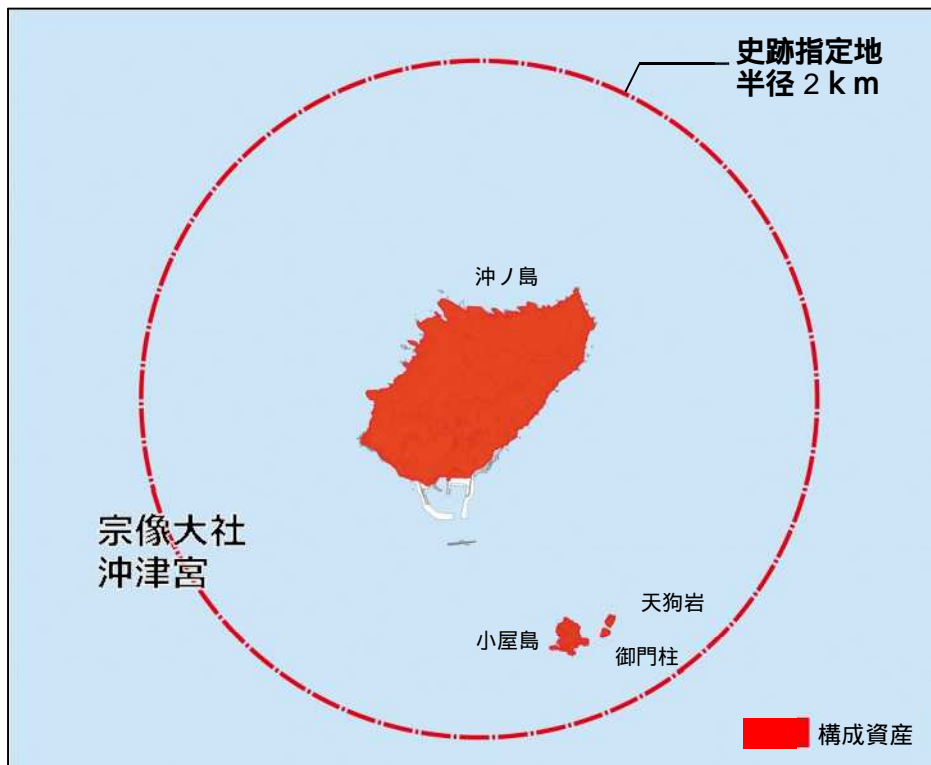
「市民」については、市内に住所を有している人や居住している人だけでなく、通学や通勤をしている人なども含めたものとして定めています。

「来訪者」については、来訪目的は限定していませんので、どのような目的であっても一時的にでも構成資産や緩衝地帯に来訪する人は、本条例における「来訪者」となります。

「事業者」については、市内に事務所や事業所を構えているかは問わず、市内又は緩衝地帯内の海域において事業を営む個人や団体、法人を想定したものです。



図：構成資産の位置と緩衝地帯範囲の略図
(本市の構成資産は ～)



図：宗像大社沖津宮の構成資産と史跡指定地の範囲

(基本理念)

第3条 世界遺産の保存及び活用は、世界遺産が有する顕著な普遍的価値を維持し、又は、向上し、次世代へ継承していくことを旨として行われなければならない。

2 世界遺産の保存及び活用は、市内における生業、暮らし及び自然環境により形成された世界遺産が有する顕著な普遍的価値に寄与する風致及び景観を維持し、又は向上していくことを旨として行われなければならない。

3 世界遺産の保存及び活用は、市、国、関係地方公共団体、所有者、民間団体その他の世界遺産の保存及び活用に関わる者の相互緊密な連携のもとに、行われなければならない。

[解説]

この条例の目的を達成するため、世界遺産の保存・活用に関し世界遺産に関わる全ての者が共有すべき理念を定めています。

第1項

第1条の目的を踏まえ、世界遺産の保存・活用は、世界遺産が有する顕著な普遍的価値を維持し、又は、向上し、次世代へ継承していくことを主眼に置く必要があることを定めています。

第2項

前文の第4段落目で解説したとおり、「市内における生業、暮らし及び自然環境により形成された風致及び景観」を維持、向上することも、構成資産の価値を支えることに繋がることから定めています。

第3項

世界遺産登録後の平成29年10月に、福岡県知事及び教育長、宗像市長及び教育長、福津市長及び教育長、並びに所有者の代表である宗像大社宮司を構成員とする「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会（事務局：福岡県、宗像市及び福津市の各世界遺産部局）が設置されています。当協議会を中心に、文化庁を始めとする国、民間団体、学識経験者などとも広くかつ緊密に連携をとっていく必要があることから定めています。

<参考> 宗像・沖ノ島世界遺産市民の会の構成団体（平成30年3月現在）

- ・ 宗像市内全12地区のコミュニティ運営協議会
- ・ 宗像市シニアクラブ連合会
- ・ 公益社団法人宗像青年会議所
- ・ 宗像大社氏子青年会
- ・ むなかた歴史を学ぼう会
- ・ 宗像歴史観光ボランティアの会
- ・ 一般社団法人宗像観光協会
- ・ 宗像市商工会
- ・ 宗像農業協同組合
- ・ 宗像漁業協同組合

(共通の責務)

第4条 何人も、世界遺産の保存及び活用並びに緩衝地帯の保全にかかる文化財保護法(昭和25年法律第214号)その他の関係法令等を遵守しなければならない。

[解説]

何人も法令や条例を遵守するのは当然のことですが、文化財保護法に基づく文化財としての構成資産、その構成資産を保護するために必要な緩衝地帯に関わる法令等については、世界遺産として存続していくうえで欠かせないものであるということ踏まえたうえで、これらを遵守する旨を強調する意味で何人も負うべき「責務」として定めています。

なお、「その他の関係法令等」とは、都市計画法、景観法、屋外広告物法を始めとする土地利用や景観に関する法令のほか、福岡県一般海域管理条例や本条例など、県や市が制定している条例も含まれます。

<参考：文化財保護法における処分・罰則等>

文化財保護法に基づき国指定を受けている史跡に関しては次のような処分や罰則等が設けられています。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2～6 略

7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(環境保全)

第128条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 略

3 第1項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第125条第7項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

第196条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

2 略

第197条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
1 第43条又は第125条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者
2 略

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)
第202条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。
2～6 略
7 正当な理由がなくて、第128条第1項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

(市の責務)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念にのっとり、世界遺産の保存及び活用に関する施策を総合的に企画及び実施するものとする。
2 市は、国、関係地方公共団体、所有者、民間団体その他の世界遺産の保存及び活用に関わる者と連携し、世界遺産の保存及び活用に関する取組を推進するために必要な体制を整備するものとする。

[解説]

第1項

市は、構成資産を有する自治体として、また、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会を構成する一員として、世界遺産の保存・活用を主体的に担っていく必要があります。

このため、市は、第3条の基本理念にのっとり、世界遺産の保存・活用に関する施策について総合的に企画、実施する責務があることを定めています。

第2項

世界遺産の保存・活用に関する取組を推進するためには、国、関係地方公共団体、所有者、民間団体などと連携してこれらの者との調整や情報交換・共有などを行うための体制が必要であり、また、専門的な見地からの意見聴取を行う附属機関の設置や、市職員の適切な人員配置なども必要であるため、このような体制を整備することを定めています。

現在の体制としては、本市の世界遺産課、宗像・沖ノ島世界遺産市民の会、本市の附属機関である宗像市世界遺産保存活用検討委員会、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会などが当てはまりますが、今後必要に応じ新たな体制を整備することも想定して定めています。

(所有者の責務)

第6条 所有者は、所有権を有する構成資産を適切な管理のもとに保存し、かつ、その特性に応じて活用するよう努めるものとする。

2 所有者は、市、国、関係地方公共団体、民間団体その他の世界遺産の保存及び活用に関わる者が実施する世界遺産の保存及び活用に関する取組に協働で取り組むよう努めるものとする。

[解説]

第1項

文化財保護法第4条には「国民、所有者等の心構」として、「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない」、また、「政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない」と定められています。

構成資産のうち、厳格な禁忌による入島制限のもと神職以外は原則として立ち入ることが出来ないことで価値が守られてきた 沖ノ島 小屋島 御門柱 天狗岩(~ 沖津宮) と、古来多くの人々が集い神事や祭祀の中心的役割を果たしながら価値を守り継いできた 沖津宮遙拝所 中津宮 辺津宮では、その特性が異なります。

このため、特に活用という面から見るとこれらの構成資産を画一的に捉えることは出来ませんので、「特性に応じて」という言葉を使って定めています。

第2項

所有者は世界遺産を保存・活用するうえで重要な立場にあることから、第1項の責務を踏まえたうえで、文化財保護法の定めに従いながら、関係主体と協働で世界遺産の保存・活用に取り組むよう努める必要があることから定めています。

(市民等の役割)

第7条 市民等は、世界遺産が有する顕著な普遍的価値についての理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民等は、各構成資産において定められた遵守すべき事項を遵守し、世界遺産の保存及び活用のために講じられる取組に協力するものとする。

3 市民等は、各構成資産の周辺の環境の保全に影響を及ぼすことがないように十分に配慮するものとする。

[解説]

第1項

市内で生活や生業、事業を営む人々、また、市内外からあるいは国内外から来訪する人々に、世界遺産の顕著な普遍的価値についての理解を深めてもらうことが、第3条の基本理念で謳っている「世界遺産が有する顕著な普遍的価値を維持し、又は、向上し、次世代へ継承

していくこと」に繋がることから定めています。

第2項

各構成資産において、市民等が遵守すべき事項が定められている場合は、その事項を遵守する旨を定めています。また、世界遺産の保存・活用のために講じられるさまざまな取組に対しての協力を呼びかけるものです。

第3項

ここでの「環境」とは、生活環境、生業環境、景観、自然環境など、広い意味での環境を指しており、必ずしも法的なものでは規制できない、いわゆるマナー的なものも含まれています。

なお、構成資産の周辺の環境の保全に影響を与える事業であれば、その事業自体が緩衝地帯の外で行われているものであったとしても、この第3項の対象になります。

【第2章 基本的施策】

(顕著な普遍的価値の理解促進)

第8条 市は、世界遺産が有する顕著な普遍的価値についての理解促進のために必要な措置を講ずるとともに、市民等に対しその学習の機会及び情報の提供等を行うものとする。

[解説]

現在、宗像市郷土文化交流館（海の道むなかた館）や宗像市大島交流館での世界遺産に関する展示や解説、「神宿る島」宗像・沖ノ島と関連遺産群保存活用協議会で作成したパンフレットやホームページ、講演会などを通じて、顕著な普遍的価値についての理解促進に取り組んでいます。

また、これまで実施してきた市政ルックルック講座に加え、新たに市立の学校での世界遺産学習を核としたふるさと学習にも取り組んでいくこととしています。

今後もこのような取組を中心に、顕著な普遍的価値の理解促進に繋がるような学習の機会や情報の提供を継続していく必要があることから定めています。

(構成資産の適切な保存及び活用)

第9条 市は、構成資産の文化財としての適切な保存及び活用を図るために必要な措置を講ずるものとする。

[解説]

第1条で説明したとおり、構成資産はすべて文化保護法に基づく文化財（国指定史跡）であり、また、同法第1条には「文化財を保存し、かつ、その活用を図る」とあることを踏まえたうえで、その適切な保存・活用を図るために必要な措置を講ずることを定めています。

ここでの「措置」とは、例えば、文化財保護法にのっとりた史跡の保存管理計画、整備計画の策定や、構成資産の経過観察の実施などを想定しています。

(緩衝地帯の保全)

第 10 条 市は、緩衝地帯の保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。

[解説]

緩衝地帯における土地利用や景観に関する法的な規制は、開発行為等が構成資産の顕著な普遍的価値を損なうことを未然に防ぐことに繋がります。

現在、市では例えば景観法や屋外広告物法などに基づく法的規制を行っていますが、このような緩衝地帯の保全に資する措置を今後も講じていく必要があることから定めています。

なお、緩衝地帯で適用されている国内の法令等の概要については、参考資料(18 ページ)をご覧ください。

(調査研究の実施)

第 11 条 市は、世界遺産並びにその保存及び活用に関し必要な調査研究を実施するものとする。

[解説]

世界遺産そのものの調査研究の継続は、未解明の学術的課題を解決し、資産の価値を高めていくことに繋がると考えています。

世界遺産の保存・活用に関する調査研究は、顕著な普遍的価値の維持・向上の観点から、歴史的環境や自然環境、風致、景観に関する資料収集などが考えられます。

なお、世界遺産委員会決議文の追加的勧告 h) においても、「日本および周辺諸国における海上交流、航海および関連する文化的・祭祀的な行為についての研究プログラムを継続・拡大させること」との記述があります。

【第 3 章 雑則】

(協力の要請)

第 12 条 市は、世界遺産の保存及び活用に関する施策を円滑に推進するため、できるだけ多くの者に対し、必要な協力を求めるよう努めるものとする。

[解説]

第 5 条に掲げた「世界遺産の保存及び活用に関する施策」について、その円滑な推進に必要な協力を個人や団体を問わず広く求めるよう努めることを定めています。

【参考資料】

第41回ユネスコ世界遺産委員会決議文の仮訳（抄）

概要

九州本島の西岸から60km離れた沖ノ島は、古代祭祀の記録の類い希な「宝庫」であり、4世紀に始まり9世紀末まで続いた日本列島と朝鮮半島及びアジア大陸の諸国が頻りに交流した時期の航海安全に関わる古代祭祀行為を証明する。宗像大社の一部として、沖ノ島は今日まで神聖な存在として認識され続けてきた。

地形学的特徴と豊富な考古学的集積のある祭祀遺跡、そして手つかずの膨大な数の奉獻品によって、沖ノ島はこの島で行われた500年にわたる祭祀の慣習を確実に反映している。沖ノ島の原始林や、小屋島・御門柱・天狗岩といった付随する岩礁、文書に記録された奉獻の慣習及び島にまつわる禁忌、九州本島及び大島から沖ノ島へと開けた眺望はみな、対外交流や固有の信仰の確立により、その後何世紀もの間に信仰の慣習や意味が変容したにもかかわらず、沖ノ島への崇拝が島の神聖性を維持してきたことを如実に示している。

宗像大社は、三つの離れた信仰の場、約60kmの広がりをもつ範囲に位置する沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、九州本島の辺津宮から構成される神社である。これらは古代祭祀遺跡に関連づけられる生きた信仰の場である。宗像三女神に対する崇拝の形態は、主に社殿で行われる祭祀において、今日まで受け継がれてきた。大島の北岸に建てられた沖津宮遙拝所は、「神宿る島」を遠くから拝むための社殿として機能している。沖ノ島へと続く海を見渡す台地上に位置する新原・奴山古墳群は大小の墳丘によって構成され、沖ノ島を崇拝する伝統を育んだ宗像氏の人々の存在を証明する。

基準(ii): 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えたある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すもの。

「神宿る島」沖ノ島は、航海安全のための祭祀が行われた島で捧げられた、多様な来歴をもつ豊富な出土品によって、4世紀から9世紀の間の東アジアの国家間の重要な交流を示している。奉獻品の配置や祭場構成の変化は祭祀の変遷を証明し、それはまた、アジア大陸、朝鮮半島、日本列島を拠点とする国々がアイデンティティの感覚を発達させた時期に起こり、日本文化の形成に多大に貢献した活発な交流の過程の本質を反映するものである。

基準(iii): 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。

「神宿る島」沖ノ島は、古代から現在まで発展し、継承されてきた神聖な島を崇拝する文化的伝統の類い希な例である。注目すべきことに、沖ノ島に保存されてきた考古学的遺跡はほぼ無傷であり、そこで行われた祭祀が4世紀後半から9世紀末にかけての500有余年にどのように変化したかの年代順の記録をもたらしている。これらの祭祀では、大量の貴重な奉獻品が島の異なる場所に納められており、祭祀の変化を証している。沖ノ島での直接的な奉獻は9世紀に終わったが、宗像氏の人々は、大島や九州本島から沖ノ島へと開かれた眺望によって裏付けられる「遙拝」とともに、沖ノ島の沖津宮、大島の中津宮、辺津宮という宗像大社の三つのそれぞれの信仰の場における宗像三女神への崇拝という形で、島に対する崇拝を確立し、保護する上で有益な役割を果たした。

【参考資料】

完全性

「神宿る島」沖ノ島と他の7つの構成資産は、その顕著な普遍的価値を表現する価値と過程を示すために必要なすべての属性を含んでいる。この資産は、熱心な海の交流が行われた期間に出現し、宗像氏の人々によって確立された宗像三女神への崇拜として続いている、航行安全のために「神宿る島」を崇拜する伝統の証としての特徴を確かに完全に表現している。これは、祭祀行為や意味の変化を経ながらも、沖ノ島の神聖性を保ったまま、今日まで伝承されてきた。資産は良好な状態にあり、洋上インフラやクルーズ船の往来の増加による潜在的な影響を慎重に考慮する必要があるものの、管理放棄もなく適切な管理がなされている。

真正性

沖ノ島に対する相当な考古学的調査と研究は、資産の顕著な普遍的価値の信頼できる証拠を有している。時を経ても変わらぬ祭祀遺跡の位置、その分布、そしていまだに豊富な未発掘の奉獻品は、将来の研究と資産の価値のより深い理解のための機会を提供する。制限や禁忌の存在は、神聖な場としての島の雰囲気を持続するのに役立っている。

追加的勧告

締約国が以下を考慮するよう勧告する。

- a) 保存活用協議会を設立し、資産の所有者の代表を含むこと
- b) 資産管理における効果的な協力を保証する他の利害関係者の役割と仕組みを明確にすること
- c) 海上または陸上での風力発電施設の設置を「適切に制限」だけでなく、緩衝地帯を含む資産範囲の全域および資産外の区域について、構成資産の視覚的な完全性に影響を与えうる場合は完全に禁止すると表明すること
- d) 管理システムに遺産影響評価の取り組みを統合する仕組みを設定すること
- e) 顕著な普遍的価値および資産の属性に影響を与える可能性のある計画された事業について特定の遺産影響評価を行い、事業の承認と実施に関して最終決定が下される前に世界遺産委員会とICOMOSにその結果を提出すること。
- f) 緩衝地帯の南東隅を示す山頂の境界線を確認し、山頂部全体を組み入れること
- g) 無断の来訪およびクルーズ船の増加による潜在的な脅威に十分配慮すること。
- h) 日本および周辺諸国における海上交流、航海および関連する文化的・祭祀的な行為についての研究プログラムを継続・拡大させること。

【参考資料】

世界遺産の評価基準、真正性、完全性

(「世界遺産条約履行のための作業指針」文化庁文化遺産オンライン仮訳から引用)

評価基準

- (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
- (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
- (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。
- (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
- (v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）。
- (vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。
- (vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
- (viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
- (ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
- (x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

世界遺産の評価基準は、2005年2月1日まで文化遺産と自然遺産についてそれぞれ定められていましたが、同年2月2日から上記のとおり文化遺産と自然遺産が統合された新しい評価基準に変更されました。文化遺産、自然遺産、複合遺産の区分については、上記基準(i)～(vi)で登録された物件は文化遺産、(vii)～(x)で登録された物件は自然遺産、文化遺産と自然遺産の両方の基準で登録されたものは複合遺産とされています。

【参考資料】

真正性

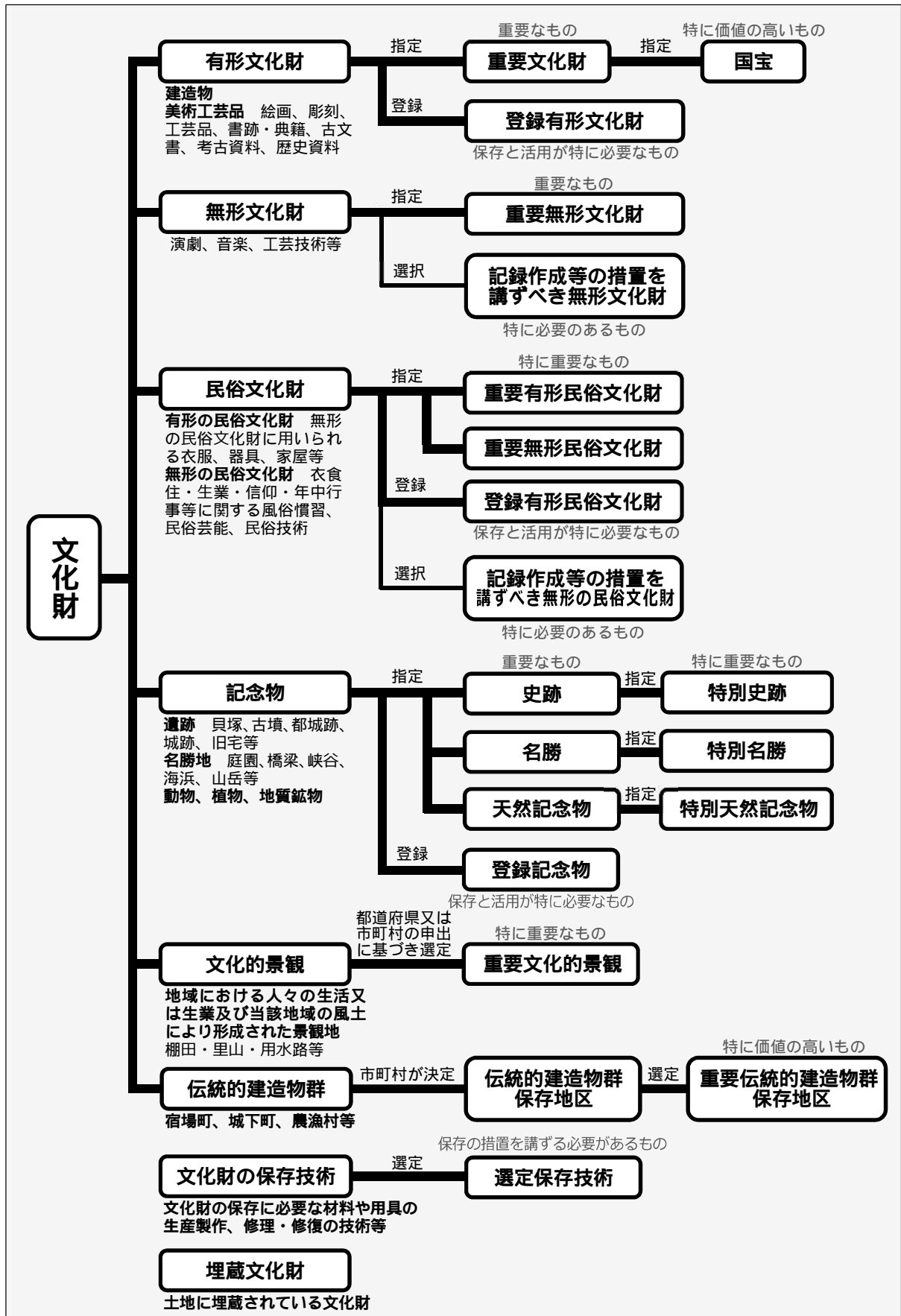
79. 登録基準(i)から(vi)に基づいて推薦される資産は真正性(オーセンティシティ)の条件を満たすことが求められる。オーセンティシティに関する奈良ドキュメントを含む付属資料4には、資産の真正性を検証するための実践的な原則が示されている。以下にその要約を示す。
80. 遺産が備えている価値を理解できる程度は、この価値に関する情報源がどの程度の信用性、真実性を有すると考えられるかに依存する。文化遺産の本来の特質と後年の変化に関連してその情報源を知り理解することは、真正性に係るあらゆる側面を評価する上での要件である。
81. 文化遺産が備えている価値についての判断は、関連する情報源の信用性と同様に、文化ごとに異なる場合があるほか、単一の文化内においてさえ異なることが考えられる。全ての文化は等しく尊重されるべきであることから、文化遺産の検討、判断は、第一義的には自身の文化的文脈において行われなければならない。
82. 文化遺産の種類、その文化的文脈によって様ではないが、資産の文化的価値(登録推薦の根拠として提示される価値基準)が、下に示すような多様な属性における表現において真実かつ信用性を有する場合に、真正性の条件を満たしていると考えられ得る。
- ・ 形状、意匠
 - ・ 材料、材質
 - ・ 用途、機能
 - ・ 伝統、技能、管理体制
 - ・ 位置、セッティング
 - ・ 言語その他の無形遺産
 - ・ 精神、感性
 - ・ その他の内部要素、外部要素
83. 精神や感性といった属性を、実際に真正性の条件として適用するのは容易ではないが、それでもなお、それらは、例えば伝統や文化的連続性を維持しているコミュニティにおいては、その土地の特徴や土地感を示す重要な指標である。
84. これらの情報源をすべて利用すれば、文化遺産の芸術的側面、歴史的側面、社会的側面、科学的側面について詳細に検討することが可能となる。「情報源」は、文化遺産の本質、特異性、意味及び歴史を知ることが可能にする物理的存在、文書、口述、表象的存在のすべてと定義される。
85. 資産の登録推薦書を作成するなかで真正性の条件を考慮する場合は、締約国は、まず最初に、該当する重要な真正性の属性をすべて特定する必要がある。真正性の宣言において、これらの重要な属性のひとつひとつにどの程度の真正性があるか又は表現されているかを評価すること。
86. 真正性に関し、考古学的遺跡や歴史的建造物・歴史的地区を再建することが正当化されるのは、例外的な場合に限られる。再建は、完全かつ詳細な資料に基づいて行われた場合のみ許容され得るものであり、憶測の余地があってはならない。

完全性

87. 世界遺産一覧表に登録推薦される資産は全て、完全性の条件を満たすことが求められる。
88. 完全性は、自然遺産及び/又は文化遺産とそれらの特質のすべてが無傷で包含されている度合いを測るためのものさしである。従って、完全性の条件を調べるためには、当該資産が以下の条件をどの程度満たしているかを評価する必要がある。
- a) 顕著な普遍的価値が発揮されるのに必要な要素がすべて含まれているか。
 - b) 当該資産の重要性を示す特徴を不足なく代表するために適切な大きさが確保されているか。
 - c) 開発及び/又は管理放棄による負の影響を受けているか。
- 以上について、完全性の宣言において説明を行うこと。
89. 登録価値基準(i)から(vi)までに基づいて登録推薦される資産は、資産の物理的構造及び/又は重大な特徴が良好な状態であり、劣化の進行による影響がコントロールされていること。また、資産が有する価値の総体を現すのに必要な要素が、相当の割合包含されていること。文化的景観及び歴史的町並みその他の生きた資産については、これらの独自性を特徴づけているや動的な機能が維持されていること。

【参考資料】

文化財の体系図（文化庁ホームページをもとに作成）



【参考資料】

宗像神社境内に関連する文化財の指定状況

宗像大社の境内は、世界遺産の構成資産であるとともに、「宗像神社境内」として国指定史跡となっています。このほかにも、関連して次のとおり国、県、市が指定した文化財が存在しています。

国指定文化財

番号	種別		名称	所在	指定年月日
1	国宝	考古資料	福岡県宗像大社沖津宮祭祀遺跡出土品	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 37 年 6 月 21 日
2	重要文化財 (建造物)		宗像神社辺津宮本殿附棟札	宗像大社・神宝館/宗像市田島	明治 40 年 5 月 27 日
3			宗像神社辺津宮拝殿附棟札	宗像大社・神宝館/宗像市田島	明治 40 年 5 月 27 日
4	重要文化財	彫刻	木造狛犬	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治 37 年 2 月 18 日
5			石造狛犬	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治 37 年 2 月 18 日
6		工芸	藍韋威肩白胴丸	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 32 年 2 月 19 日
7		書跡	色定法師一筆一切経	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 33 年 2 月 8 日
8		古文書	宗像神社文書 附宗像神社記録 附宗像社家文書惣目録	宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 53 年 6 月 15 日
9		考古資料	経石	宗像大社神宝館/宗像市田島	明治 39 年 4 月 14 日
10	滑石製経筒		宗像大社神宝館/宗像市田島	昭和 14 年 9 月 8 日	
11	史跡名勝 天然記念物	史跡	宗像神社境内	宗像大社/ 宗像市田島・大島(沖ノ島)	昭和 46 年 4 月 22 日
12		天然 記念物	沖の島原始林	宗像市大島(沖ノ島)	大正 15 年 10 月 20 日
13			カンムリウミスズメ	宗像市大島(沖ノ島等)	昭和 50 年 6 月 26 日

県指定文化財

番号	種別		名称	所在	指定年月日
1	有形文化財	建造物	宗像神社中津宮本殿	宗像大社中津宮/宗像市大島	昭和 47 年 4 月 15 日
2		絵画	三十六歌仙扁額	宗像大社神宝館/宗像市田島	平成 27 年 3 月 17 日
3		彫刻	木造色定法師坐像 附紙本墨書色定法師画像	宗像大社神宝館/宗像市田島	平成 12 年 11 月 1 日

市指定文化財

番号	種別		名称	所在	指定年月日
1	民俗文化財	無形民俗 文化財	主基地方風俗舞	宗像大社/宗像市田島	昭和 53 年 7 月 12 日
2			宗像大社みあれ祭	宗像大社海洋神事奉賛会	平成 29 年 8 月 8 日

【参考資料】

緩衝地帯で適用されている国内の法令等の概要

法令等の名称		適用区域	緩衝地帯				
			沖ノ島	沖ノ島 大島間	大島	大島 九州本土間	九州本土
景観関係	景観法 (宗像市景観計画・景観条例)	景観重点区域					
		準景観地区					
		景観重要公共施設 (漁港、港湾、道路、 河川、海岸)					
	屋外広告物法 (宗像市屋外広告物条例)	緩衝地帯(陸域)					
土地利用関係	都市計画法	都市計画区域					
		市街化調整区域					
	自然公園法	玄海国定公園 (第1～3種特別地域、 普通地域)					
	自然環境保全法 (福岡県環境保全に関する条例)	自然環境保全地域 (特別地区、普通地区)					
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地					
	森林法	保安林 地域森林計画対象民有林					
	国有林野の管理経営に関する法律	国有林					
	土砂災害警戒区域等における土砂 災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害特別警戒区域					
	海岸法	海岸保全区域 一般公共海岸区域					
	港湾法	港湾区域					
	漁港漁場整備法	漁港区域					
	福岡県一般海域管理条例	一般海域					
	公有水面埋立法	公有水面					
	河川法	河川区域					
文化財関係	文化財保護法	国指定史跡 周知の埋蔵文化財包蔵地					